

群馬工業高等専門学校
外部評価報告書

平成 30 年 2 月

【目 次】

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
2. 平成 29 年度 外部評価委員会次第・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
3. 平成 29 年度 外部評価委員会実施要領・・・・・・・・・・・・P.3
4. 外部評価委員会委員及び学校側出席者・・・・・・・・・・・・P.4
5. 外部評価委員会評価報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5

資 料

- 資料 1 群馬工業高等専門学校外部評価実施規則・・・・・・・・P.21
- 資料 2 群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則・・・・・・・・P.23
- 資料 3 平成 28 年度群馬工業高等専門学校自己点検・評価書(本文のみ) P.25

1. はじめに

群馬工業高等専門学校は、高専の第一期校の一つとして昭和 37 年に設立され、平成 24 年度に 50 周年を迎えました。高専制度も 50 年以上を経て、工学教育の高等教育機関として内外から高い評価をいただいています。この間、平成 16 年に独立行政法人国立高等専門学校機構に移行し、学校運営、教育の改善が一層求められるようになっていきます。高専機構は 5 年毎に中期計画を策定し、教育システムの充実や改善を進めています。各高専は、この中期計画および機構本部の年度計画に基づいて、毎年各高専の年度計画を立てて学校の運営や教育の改善を進めています。

高専機構は現在第 3 期中期計画にしたがって事業を運営しています。平成 31 年度から第 4 期中期計画がスタートしますが、それに向けて各高専が特色ある教育の提案をする「高専イニシアティブ 4.0」という競争的資金事業の募集がありました。その中で、高専の個性化として「新産業を牽引する人材育成、地域貢献、国際化の加速・推進」の 3 つの方向が重視されています。採択された本校の提案は「バーチャル工房を活かした高専教育の高度化による情報活用エンジニアの育成」で、コンピュータネットワークを活用した仮想的な実験室「バーチャル工房」という仕掛けで、学科や専攻の枠を越えて、課題解決やもの作りを行う課題解決形教育を行う取組です。この中では専攻科で実施されている PBL 実習も一部含まれており、本科および専攻科の教育環境と教育内容の改善活動を進めたいと考えています。

一方、15 歳人口の減少に伴う入学志願者の減少、独立行政法人の枠組みに伴う学校運営に充てる運営交付金が年々削減される状況があります。これらは、入学者の確保と教育環境の高度化という教育の質を確保していくという点で大変重要な課題です。これらの課題に対応する取り組みを確実に進めて行く必要があります。

本校の外部評価は、平成 26 年度に受審した大学評価・学位授与機構による機関別認証評価の結果を受け、その高等専門学校評価基準の項目にしたがって自己点検・評価をまとめ、項目を選択して段階的に日々の学校運営や教育の取組実績を外部有識者から評価していただく方式で行うことにしました。今回は、平成 28 年度に自己点検書にまとめた「教育活動における教授方法の工夫・研究」「管理運営、財政」「自己点検・評価」「外部評価」について、委員の方から評価していただきました。また、学校の現況や教育の特徴についても紹介させていただき、学校運営や教育活動についても率直なご意見・ご提案をいただきました。

評価していただいた委員の方には、お忙しい中、評価委員会の業務にご協力していただき、お礼を申し上げます。特に、日々の学校活動において実施されているものをきちんと自己点検項目に関係付け、PDCA サイクルに位置付けて中期計画・年度計画にしたがって改善活動を続け、数値化も含め見える化をしていくことが大切と考えています。いただいたご指摘やご提案を今後の学校運営や教育研究にいかし、不断の改善活動に取り組んでまいります。

群馬工業高等専門学校長

山 崎 誠

2. 外部評価委員会 次第

日時：平成29年11月15日（水） 14:00～17:00

進行：総務課長

1. 学校長挨拶
2. 学校施設見学
3. 外部評価委員の紹介
4. 学校側出席者の紹介
5. 委員長選出（委員の互選）
6. 議事
 - (ア) 学校の概要説明（学校長）
 - (イ) 自己点検・評価書の説明
 - ① 教育の特長と改善について（教務主事）
 - ② 自己点検，外部評価について（企画主事）
 - ③ 管理運営について（事務部長）
 - (ウ) 質疑応答・意見交換
 - (エ) その他
7. 外部評価書の取りまとめの案内
8. 閉会

【配付資料】

- (1) 群馬工業高等専門学校外部評価実施規則
- (2) 群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則
- (3) 学校概要説明資料（山崎校長）
- (4) 自己点検・評価書の説明
 - ① 教育の特長と改善について（鶴見教務主事）
 - ② 自己点検，外部評価について（木村企画主事）
 - ③ 管理運営について（猿田事務部長）
- (5) 今後の外部評価報告書作成のスケジュール
- (6) 平成28年度自己点検・評価書（事前配付）
- (7) 評価書（事前配付）
- (8) 平成29年度学校要覧（事前配布）
- (9) 学生便覧

3. 平成29年度 外部評価委員会実施要領

1 日 時

平成29年11月15日（水） 14:00～17:00

2 場 所

群馬工業高等専門学校 会議室A

3 内容

群馬工業高等専門学校外部評価実施規則に基づき以下の事項の評価を行う

- (1) 教育理念・目標に関すること。
- (2) 教育活動に関すること
- (3) 研究活動に関すること
- (4) 地域社会及び産業との連携に関すること
- (5) その他必要と認める事項

今回は、平成28年度に行った以下の4項目についての自己点検・評価報告書及び根拠資料の確認のほか、委員会で実施するヒアリング、実地調査等により評価を行う。

2. 教育活動のうち（5）教育方法の工夫・研究,
8. 管理運営, 財政
9. 自己点検・評価
10. 外部評価

4. 外部評価委員会委員及び学校側出席者

【外部評価委員会委員】

関 庸一	群馬大学大学院理工学府長	1号委員 (委員長)
小野 和好	群馬県中学校長会副会長 (昭和村立昭和中学校長)	2号委員
宮下 喜好	群馬県立群馬産業技術センター所長	3号委員
山岸 良一	群嶺テクノ懇話会会長	4号委員
井上 崇	群馬工業高等専門学校後援会長	5号委員
細谷 功	群馬工業高等専門学校同窓会長	5号委員
石黒 淳	上毛新聞社経理局経理部長	5号委員

【学校側出席者】

○ 執行部

山崎 誠	校長	
鶴見 智	教務主事 (副校長)	
八鳥 吉明	学生主事 (副校長)	
辻 和秀	寮務主事 (校長補佐)	
木村 清和	企画主事 (校長補佐)	
櫻井 文仁	専攻科長 (校長補佐)	
宮越 俊一	校長補佐 (研究・地域連携推進担当)	
猿田 智男	事務部長	

○ 平成28年度自己点検・評価専門部会

木村 清和	環境都市工学科 教授	企画主事
中島 敏	物質工学科 准教授	企画主事補
八鳥 吉明	一般教科 (人文) 教授	学生主事
高橋 徹	一般教科 (自然) 准教授	
花井 宏尚	機械工学科 准教授	
宮里 直樹	環境都市工学科 准教授	
櫻井 孝幸	総務課長	
板橋 巧	総務課課長補佐 (総務)	
阿部 彰	総務課課長補佐 (財務)	

○ 陪 席

田村 順一	学生課長	
村田 謙一	総務課総務・広報・評価係長	

5. 外部評価委員会評価報告

「外部評価委員による検証」欄に記載の委員の意見については、
原文のまま掲載しております。

2. 教育活動（5）教授方法の工夫・研究

① 教授方法の工夫・研究のための取り組みがなされているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

授業はシラバスを用い計画的かつ効率的に行われており、その履行の確認並びに翌年の授業計画の改善に活用するため成績評価資料が保管されている。教員のFD活動を推進するための体制も整備され、教員は学内・学外で開催される各種研修会やセミナーに参加し教授方法の改善に務めている。さらに、事務職員や技術職員による支援体制が整備され、組織的に教授方法の改善への取り組みがなされている。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ 教授方法の工夫・研究のための取組は丁寧になされていると考えるが、PBLなどのアクティブラーニングのように、獲得させた知識のみで評価できない授業についても、ルーブリックなど評価法の開発が望まれる。
- ・ シラバスが学生・職員で共通理解されているかを徹底していただきたい。
- ・ 「組織的に教授方法の改善への取組がなされている」について

群馬高専は、5年間の一貫教育を行う本科に加え、2年間の専攻科をもつ高等教育機関である。それは、16歳～22歳という心身ともに自立に向かう過渡期の成長をなうものである。自立に向かえる、一部の科や教授指導のみでなく、組織全体で能動的な学び及びその能力を高めてほしい。そのためには、Faculty Development 活動は大変重要である。

- ・ ①～③について、資料や学校の話から、教授方法の工夫や改善への取り組みがPDCAサイクルにより推進していることが分かる。各種アンケートを通じた意見聴取もとても有効だと感じた。一方、学生の意見がどの程度集約されているのか分からない。学力、意識、意欲など幅広い学生がいる中で、一部の優秀な学生だけでなく、各階層のいろいろな意見を取り込んでほしい。教授方法の改善が、学生の成績に結び付くことが最も大切な観点であり、最終目的である。具体例やデータを積み上げて示してほしい。

数学共通テスト、物理実力テスト、TOEIC-IP試験は、いい取り組みだと思う。しかし、裏を返せば、本来は各科目で単位を取得することが、実力の証明になるはずだ。そうでないから、前述したテストが必要ということもあると思う。そう考えると、教授方法のPDCAサイクルを回すことで、特別なテストをする必要がなくなることが

帰着点かもしれない。

海外語学研修，インターンシップは，体験でしか得られないことも多いので，非常に有効だと思う。

英語力に課題があることは，学校側も認めている。私の経験から提案すると，一つでもいいので，専門か自然科学で講義を英語で行うこと。教科書が英語（教授の指導は日本語可），試験も英語（回答は日本語可）なら，必要に迫られて英語力（聞く・話すを除く）を身に着けるしかなくなる。英語は継続が重要なので，1年時から実施，継続できれば，結果が出ると思う。

② 教員の教育研究活動に対する評価が適切に行われているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

教育研究委員会による各種アンケートの実施，教員学生会連絡会を通しての学生からの意見聴取，授業公開及びクラス別懇談会を利用した保護者からの意見収集，教員相互の授業見学の実施等さまざまな視点・観点から情報が収集されており教育研究活動の評価が適切に行われている。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ 個々の授業等には各種アンケート等が実施され，適切に評価されている。今後さらに，群馬高専としての教育の特色が有効な教育効果を生んでいることの検証など，総合的な教育施策の評価にも組織的に活用されることを期待したい。
- ・ 資料2-5-②-3 による，学生評価を生かす姿勢を今後も続けてほしい。上記のFD活動も，こうした意見をまずは「受け入れる」ところから始まると考える。学生特有のわがままもあろうが，現代の学生のニーズもそこに混在しているはずである。引き続きご尽力願いたい。

③ 教育改善の仕組みが整備され、有効に機能しているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

アンケート等を通じ、本校の教育目標に沿って教育活動が行われているかについての点検結果は教育研究委員会により集約され、運営委員会の議を経て改善される仕組みがあり十分に機能している。

以上のことから、本校では、PDCAサイクルが機能し教育改善が行われていると言える。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ 教育改善が実施された事例を記録して、PDCAサイクルが適切に機能している状態を把握する必要がある。それにより、PDCAサイクルが適切に機能しているかどうかについて、自己点検できることが期待できる。
- ・ PDCAをモットーにされた実践がよいと考える。

資料2-5-②-9～12 による卒業生アンケート調査は、中学校にはない取組であり、16歳～22歳及びその後の進路先(卒業生)という範囲まで広げて判断しようとするものであり、群馬高専には特に必要なものであると感じる。

8. 管理運営, 財政

① 学校の管理運営ならびに教育活動等に関する重要事項決定の方法・体制が整備されているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

本校の管理運営等に関する最高責任者である校長の責務は多岐にわたるため、3主事、企画主事、専攻科長、校長補佐（研究・地域連携推進担当）、各科長等が配置され、各種委員会等の組織も整備されている。校長は機動的な学校経営を行うための執行運営部会や、校務全体を把握するための運営委員会を定期的で開催し、校長の運営方針等が具体的施策に反映できるよう意見の聴取及び情報の共有が行われており、学校の教育研究上の目的を達成するために効果的な意思決定を行える態勢となっている。

以上のことから、本校では教育研究等に関する目的を達成するために、校長、各主事、専攻科長、校長補佐（研究・地域連携推進担当）及び委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下、管理運営に関する効果的な意思決定を行う方法と体制が確立されている。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ 運営システムの構築がなされているのはわかったが、実態として機能のよさと課題が資料ではみえない。ただし、システムのよさが共有されていることと推察する。
- ・ ①～⑥について、外部評価機関による評価や監査を受けているだけあって、その体制や各種規定が整備されている。これが実現できれば、何の問題もない。
- ・ 高専同士で外部監査をすることには感心した。一般的な外部評価機関とは違い、同じ目線で他校の実情を知ることができ、自校にフィードバックできることも多いと思う。職員の研鑽にもなるはずである。

コンプライアンスについては、どこでも形式的な体制は整えているものの、古い考え方や慣習でなかなか改善できないこともある。内部での取り組みには限界もあり、外部監査などをうまく活用したい。

リスク管理は、マニュアルや体制は整っている。高専は、教育や研究の現場で危険な薬や機械を使うことが多いため、日頃から危機意識を保持し、事故に遭った際に被害が最少にできるよう、一層の周知、実践に取り組んでほしい。

② 学校運営の規則が制定され、事務組織が整備されているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

群馬工業高等専門学校事務組織規則に基づき、事務組織が整備され、それぞれの所掌事務を行っている。また、円滑な学校運営を図るため、定期的に事務連絡会を開催し、各課の懸案事項や報告事項の確認を行っている。さらに、各種研修会に積極的に参加させるなど事務職員の資質向上等のための取り組みがなされている。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ 群馬高専の事務組織は、中学校はもちろんのこと、一般の高等学校以上のものがあると推察します。定期の事務連絡会の実施や会議・研修の報告をもって意思疎通を図っていることを確認しました。

③ 学校の方針に基づき予算が編成され、適切に執行されているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

予算配分の基本方針等を定め予算編成が行われ、定期的な内部会計監査及び外部機関による会計監査により適切な執行を確認している。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ 群馬高専内内部監査の厳正な実施を今後も進めてください。

④ 外部資金が管理され、適切に執行されているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

科研費及び共同研究費等の学外資金は、定期的に執行運営部会等に報告されており、定期的な内部会計監査及び外部機関による会計監査により執行を確認しており、適切に管理している。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ 各種外部資金には間接経費が付与されているものがあるが、これに関し、外部資金獲得増に向けて戦略的な用途を検討載けているか確認できなかった。この点に関し、適切な運用・執行がなされることを期待する。

⑤ 研究者倫理及び公的資金に関するコンプライアンスへの取り組みがなされているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

全教職員を対象に、コンプライアンス・マニュアルを配布し、本校で実施する新任教員研修会では、当該マニュアルを使用した研修を実施しているほか、コンプライアンスに関するセルフチェック、公的研究費の適正な使用及び不正防止の説明会を実施し、コンプライアンスに関する啓発が図られている。

監査体制を強化した、内部監査等が行われている。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ コンプライアンス・マニュアル（教職員の行動指針）とは、一般的に、法律や規則などを守る法令遵守という意味と理解します。単に法律だけでなく、社会的規範や企業倫理を守ること含まれ、教職員はさらに教育者としての倫理や使命感、サービスなどもそれに加わると思います。中学校でも、サービス規律委員会ほどの学校でも組織しており、トップダウンのみならず、ボトムアップ型の機能も生かしながら管理の徹底を図っているところ。目次にある指針、人権尊重・・・がセルフを基に相互チェックできるようにしながら進めてほしいと思います。

⑥ リスク管理の体制が整備され、機能しているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

各種マニュアルが作成、周知されており、リスク管理体制が十分に構築され、適正に運用されている。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ 実際にリスク管理体制が機能した事例が確認できた。しかし、リスク管理は、仮想的な対処が求められ、全てに渡っては適切さの評価が難しいと考える。インシデントが起こったことを想定した実践的な検証がどうすれば可能か、よくご検討されることを期待する。
- ・ リスク管理もコンプライアンスと考えます。「信頼」「安心」を築くには多くの教職員の日々の積み重ねが大切です。しかし、マスメディアにできるように「たった一人の」、「たった1回の」出来事により、台無しになります。教職員個人としてのキャリアも同様です。管理できるものとできない(見えない)ものがありますが、リスク管理基本マニュアル等を活用しながら、定期的に、改めて、確認し合うことが大切だと感じています。

9. 自己点検・評価

① 自己点検・評価の方針・方法が整備され、実施されているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

本校では「群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則」が制定され、自己点検・評価の実施方針・方法が定められている。それに基づいて、自己点検・評価委員会による自己点検・評価の実施、外部評価の受審、評価結果の公表、評価結果に基づく改善や評価項目の見直しが行われる体制が整備されている。自己点検・評価にあたっては、点検・評価の項目・事項・観点を学校として策定し、それに対応するデータや資料の収集、学校構成員の意見の聴取等が関係組織により行われ、点検・自己評価が実施されている。

以上のことから、本校では、高等専門学校の活動の総合的な状況に対する自己点検・評価の方針・方法が整備され、自己点検・評価が適切に実施されている。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ 自己点検・評価委員会、並びに同規則の制定、これを具体化した自己点検・評価基準による見取りが成されている。

② 自己点検・評価を行うための学内組織が整備され、機能しているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

本校では、「群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則」に基づき、自己点検・評価委員会が設置されている。委員会は、校長を委員長とし、各主事、校長補佐、各部長、各センター長、事務部長等により構成されている。委員会には、企画主事を部会長とする専門部会が設置され、学内関係組織と連携して、自己点検・評価に関する業務が行われている。

以上のことから、本校では自己評価を行うための学内組織が整備され、機能している。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ 自己点検・評価に関しては、多大な事務的業務が発生するが、この業務負荷として適切な事務体制を組んでいるかは確認できなかった。これに関し、適切な体制であるか点検いただくとよいと考える。
- ・ 自己点検・評価の方針・方法の整備及び実施が重要であることはもちろんだが、現実的には実施の組織と機能及び結果のフィードバックこそが肝要であると考えている。

③ 自己点検・評価結果が公表されているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

過去に実施された内部点検・評価結果は、刊行物や本校ウェブサイトにて学内外に広く公表されているが、学校が独自に策定した観点に基づく自己点検・評価の実施とその結果の公表は十分になされていなかった。今後、自己点検・評価委員会により定期的に実施される自己点検・評価結果は、本校ウェブサイト上にて公表される。

以上のことから、本校での自己点検・評価結果の公表は、改善に向けて取り組まれている。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ ③・④について、自己点検・評価の結果を公表することは、世の中の情報公開の流れからみても妥当であり、当然である。公開されていることを知らない人もいるので、そうした点も踏まえ、高専に関心を持つ人や関係者へ分かりやすく発信してほしい。

結果をフィードバックする仕組みが整備されているとしても、実現できるかどうかは分からない。実現できない場合は、その理由もしっかり公開して説明責任を果たしてほしい。

④ 自己点検・評価結果をフィードバックするための仕組みが整備され、機能しているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

過去においては自己点検・評価結果を適切にフィードバックするための仕組みが十分に整備されていなかったが、平成28年7月に、自己点検・評価委員会が設立され、自己点検・評価結果について検討が行われる体制が整った。検討に基づく改善や評価項目の見直しについては、PDCAサイクルに基づき、適切に実施される。

以上のことから、本校では自己点検・評価結果を活用し、フィードバックする体制が整っている。

【外部評価委員による検証】

5	妥当である
2	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ フィードバックの仕組みは整備され組織が活動している記録はあるが、PDCAサイクルが組織的意思決定として機能した根拠資料が見いだせなかった。

教員の個人的な取組としては、個々の授業についての授業アンケート結果に基づく改善事例は口頭で報告があった。しかし、それだけでなく、組織的活動として、自己点検・評価の結果に基づき課題を抽出し、改善計画を立案・実施し、改善効果を検証するというPDCAサイクルが機能する必要がある。

- ・ フィードバックの視点で、本資料のみでは分からないので「一部妥当でない」とした。評価規準一覧の項目を概観した時、「はい」でなければならないものと、「いいえ」を認め、改善を図るべき内容項目とがあると考える。

例えば、前者：教育理念のあり・なし→ありでなければならない。

後者：シラバスは活用されているか→「いいえ」

この時の事由を検討する必要がある。

シラバスそのものが学生実態等にあっていない、シラバスそのものは内容・時間・方法の観点から適切だが、指導方法に難がありシラバス内容等と合わない、アクティブ・ラーニングという文言も含まれている点から、アクティブ・ラーニングを踏まえたシラバスになっていないなどの自己評価が出てくることが予想される。

そうした改善を図る自己点検・自己評価となっているかが判断できなかった。「一部妥当でない」としたのは、その点であり、自己評価を基にそうした点も協議し合えるシステムとなっているのであれば、もちろん「妥当である」と判断する。

10. 外部評価

① 外部評価を受審するための方針・方法が整備され、実施されているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果の検証のための外部評価を受けるための規則が整備され、また、具体的な実施時期が定められている。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

② 外部評価を受審するための組織が整備されているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果の検証のため外部評価を行う組織は、外部評価実施規則により必要に応じて適切に組織される体制が整っている。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

③ 有識者による外部評価を受けているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果を検証することを目的とした外部評価を受けていない。しかし、これとは別に、平成25年度には、外部有識者により構成される外部評価委員会から外部評価を受けた実績がある。

【外部評価委員による検証】

6	妥当である
1	一部妥当でない
0	妥当でない

- ・ 高専は、特別な制度を持つ教育機関であり、高度な研究開発等も行われている。説明されても一般人には分からないことも多く、有識者による外部評価は定期的に受ける必要があると思う。また、「～した実績がある」という表現で結んでおり、その前までの表現に比べると、やや消極的な感じを受け取った。

④ 高等専門学校機関別認証評価等を受審しているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】
 平成 26 年度に機関別認証評価を受審し認定されている。さらに日本技術者認定機構 (JABEE) によるプログラム認定も受けており、適切に受審している。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

⑤ 外部評価及び機関別認証評価等の結果が公表されているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】
 平成 28 年度に外部評価の実施が決定しており、平成 29 年度に結果を公開する。平成 26 年度に認定された機関別認証評価については適切に公表されており、広く社会に向けて発信されている。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

⑥ 外部評価及び機関別認証評価等の結果をフィードバックするための仕組みが整備され、機能しているか

【自己点検・評価における分析結果とその根拠理由】
 外部評価及び機関別認証評価等の結果をフィードバックするための PDCA サイクルの仕組みは十分に整備されている。また、この仕組みに基づき、指摘事項の改善が図られた実績がある。

【外部評価委員による検証】

7	妥当である
0	一部妥当でない
0	妥当でない

・ 「～した実績がある」という表現で結んでおり、その前までの表現に比べると、やや消極的な感じを受け取った。

全体を通して、ご意見等ございましたらご記入ください。

- ・ 貴学が、自己点検・評価を行った上で外部評価を受けるに当たり、前回の認証評価結果を真摯に受け止め、群馬高専をより良く発展させるために、計画的に改善・改革に取り組まれている姿に感銘を受けました。また、貴学の充実した実習施設に基づくアクティブラーニングの取組みなど、学ぶべきところが沢山ありました。

一方、自己点検・評価の結果に基づき課題を抽出し、改善計画を立案・実施し、改善効果を検証するというPDCAサイクルを組織的に機能させる点には、まだ、以下のような課題があると考えます。

PDCAサイクルを機能させるためには、計画を立てる段階から評価の方法を設計して評価を続ける必要があります。次回の組織的計画立案にどのように用いるかに配慮した評価法の設計に課題が残っていると感じました。客観的なデータで検証可能な評価を実現することは、教育分野ではなかなか難しく、教育目的に対応した本質的な評価に苦しむことが多いと考えています。多くの教育機関でこの点に課題を抱えるところとは思いますが、貴学で独自の取組みを開発いただければ、学ばせていただければと考えます。

また、PDCAサイクルが適切に機能しているかについて、実質的な自己点検を組織的にできることが期待されます。PDCAの各段階での組織的評価・意思決定について、記録を残し、その記録を追うことによりこの評価が可能となると考えます。各種の教育施策について、その効果を客観的な証拠に基づき評価し、新たな改善に繋げることが必要となります。

これらの点について、検討を進め今後のさらなる改善に繋げることを期待します。

- ・ 直接的には、群馬高専の内情を知らず、いただいた書類に目を通してのコメントとなっていることとお詫びします。

私の息子は、貴校にお世話になりました。当時の息子とのやりとりで記憶に残っているのは、「理科や実験が好きなやつには天国だ、入ってみただけそれほど好きではなかったというやつには辛いかも。」という息子の言葉です。専門性が高い分、自己の特性の見極めが普通高校に比して極めて重要な学校、と今も認識しています。一般的な学力がなければ続かないレベルの学校と承知していますが、それ以上に、へこたれない科学的思考力・興味関心のある生徒（理科大好き）、そんな生徒が通う学校であることを臨んでいます。貴校のますますのご繁栄をお祈りいたします。

- ・ 各項目がよく取り組まれていると感じました。今後もさらなる飛躍を期待いたします。
- ・ 組織や制度が整備され、それぞれ取り組みがなされていることは理解出来た。

しかし詳細が分からないところでは、それが機能しているのかどうか、また取り組みに対する進捗度や達成度という点の評価が出来かねる部分もある。(例えば、改善が

見られないと思われる点について認識されているのか否か、改善の取り組みが行われているのか否か、どの程度改善に向かっているのか、等)

課題とその解決プロセス、結果を明確にし、中長期にわたるものについても管理できるよう取り組んでいただきたい。

- ・ 今回の評価項目に関しての、自己点検・評価の結果は、是正を必要とするような問題点はなく、妥当であると判断いたします。

ただし、いくつかの懸念項目がありますので、意見を述べさせていただきます。

昨年、アカハラ問題で新聞・ネット上にて情報が氾濫した影響もあると思いますが、受験者数の低下が目立っています。受験者数の減少は、レベルの低下にも繋がり、留年率・進学率にも影響してくると考えられます。受験者数をすぐに増やすのは難しいでしょうが、少しずつでも回復できる様、いろいろな広報活動を進めることを望みます。

教育研究活動においては、学生・保護者等からのアンケートによる調査を実施し改善活動に役立っているとのことですが、結果としての効果も評価したほうがよいと思います。数学や物理のテスト、TOEIC試験及び定期試験等の結果を比較評価することにて、入学時の学生レベルの違いはありますが、理解度の評価等を行うことにてその後の教育方法の参考になると思われます。

高専の環境は、他の公立高校に比べ規制が少なく自由な校風であるため、勉強に対する姿勢は自身の意識・行動により決まってきます。他人との競争も少ないため、楽をする(さぼりやすくなる)こともしやすく、そのために授業について行けなくなる学生もいると思われます。最近の学生は、精神的に弱いと感じられ点もあるため、学生の見守りには現在も実施していますが、今後も十分注意をして進めていくことを望みます。

- ・ 今回、私たちが担当した外部評価では、事前に資料が配付され、当日も詳しい説明を受けたものの、授業見学や施設見学は時間的にも短く、不十分だと感じた。委員の多くは、群馬高専に対して一定の知識がある人たちだったので、ある程度は理解できたのだと思う。

群馬高専という、一つの大きな組織・施設について、数時間の説明、見学で「外部評価をしてください」というのは、少し難しいと感じた。それで評価結果が公開されるとなると、委員の一人として、公開に耐え得る役割を果たしたと言えるのか疑問が残る。

私自身、群馬高専の卒業生であり、その動向には関心が高い。やや苦言のようになってしまったが、実際に各項目でPDCAサイクルを回して着実に改善が図られることを期待している。

群馬工業高等専門学校外部評価実施規則

〔平成15年1月14日
規則第1号〕

最終改正 平成28年7月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育研究活動等の状況に係る自己点検・評価の結果等について、外部の有識者による検証（以下「外部評価」という。）を行い、本校の教育研究体制等の改善に資することを目的とする。

(委員会)

第2条 本校に、次の各号に掲げる事項を評価するため、群馬工業高等専門学校外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 教育理念・目標に関すること。
- (2) 教育活動に関すること
- (3) 研究活動に関すること
- (4) 地域社会及び産業との連携に関すること
- (5) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから校長が委嘱した委員をもって構成する。

- (1) 大学等教育機関の関係者
- (2) 本校の所在する地域の教育関係者
- (3) 地方自治体の関係者
- (4) 地域産業界等の関係者
- (5) その他校長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を主宰する。

(任期)

第4条 委員の任期は別に定める。

(実施方法)

第5条 外部評価は、本校の自己点検・評価報告書及び根拠資料の確認のほか、委員会で実施するヒアリング、実地調査等により行う。

(評価報告及び公表)

第6条 本校は、委員会の評価報告を基に外部評価報告書を作成し公表する。

(改善)

第7条 本校は、外部評価に基づき、改善のための諸方策を講じるものとする。

(事務等)

第8条 委員会の業務は、本校の自己点検・評価委員会があたり、事務は総務課において処理する。

附 則

この規則は平成 15 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則

〔平成28年7月21日 規則第2号〕
最終改正 平成29年2月8日

(設置)

第1条 群馬工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の自己点検・評価の実施及び外部の有識者による検証（機関別認証評価含む。）（以下「外部評価」という。）の実施のため、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事、寮務主事及び企画主事
- (3) 専攻科長
- (4) 校長補佐（研究・地域連携推進担当）
- (5) 一般教科長及び学科長
- (6) IT教育研究センター長
- (7) 地域連携テクノセンター長
- (8) 生物教育研究連携センター長
- (9) 教育研究支援センター長
- (10) 事務部長
- (11) 総務課長及び学生課長
- (12) その他校長が必要と認めた者
（委員長）

第3条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、企画主事はその職務を代行する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 別に定める評価項目等に基づく、自己点検・評価の実施に関する事。
- (2) 外部評価の受審に関する事。
- (3) 評価結果の公表に関する事。
- (4) 評価結果に基づく改善や評価項目の見直しに関する事。
- (5) その他、自己点検・評価及び外部評価に関する事。

(専門部会の設置)

第5条 委員会に、自己点検・評価の専門的事項を調査・検討するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は企画主事をもって充て、副部会長は校長が指名する。
- 3 専門部会は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 自己点検・評価書の原案の作成に関する事。
 - (2) 機関別認証評価の自己評価書の原案の作成に関する事。
 - (3) その他、自己点検・評価及び外部評価に関する事。
- 4 専門部会委員は、校長が指名する。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課で処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 7 月 21 日から施行する。
- 2 群馬工業高等専門学校自己評価実施規則（平成 4 年 10 月 14 日制定）及び高等専門学校機関別認証評価準備委員会規則（平成 27 年 3 月 4 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 29 年 2 月 8 日から施行する。

群馬工業高等専門学校

自己点検・評価書

平成 29 年 3 月

群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会

序文	1
自己点検・評価結果	
2. 教育活動	
（5）教授方法の工夫・研究	2
① 教授方法の工夫・研究のための取り組みがなされているか	2
② 教員の教育研究活動に対する評価が適切に行われているか	3
③ 教育改善の仕組みが整備され、有効に機能しているか	4
8. 管理運営，財政	
① 学校の管理運営ならびに教育活動等に関する重要事項決定の方法・体制が整備されているか	6
② 学校運営の規則が制定され、事務組織が整備されているか	7
③ 学校の方針に基づき予算が編成され、適切に執行されているか	7
④ 外部資金が管理され、適切に執行されているか	7
⑤ 研究者倫理及び公的資金に関するコンプライアンスへの取り組みがなされているか	8
⑥ リスク管理の体制が整備され、機能しているか	8
9. 自己点検・評価	
① 自己点検・評価の方針・方法が整備され、実施されているか	10
② 自己点検・評価を行うための学内組織が整備され、機能しているか	10
③ 自己点検・評価結果が公表されているか	11
④ 自己点検・評価結果をフィードバックするための仕組みが整備され、機能しているか	11
10. 外部評価	
① 外部評価を受審するための方針・方法が整備され、実施されているか	13
② 外部評価を受審するための組織が整備されているか	13
③ 有識者による外部評価を受けているか	13
④ 高等専門学校機関別認証評価等を受審しているか	14
⑤ 外部評価及び機関別認証評価等の結果が公表されているか	14
⑥ 外部評価及び機関別認証評価等の結果をフィードバックするための仕組みが整備され、機能しているか	14
総括	16

序文

本校における自己点検・評価は平成14年5月までは自己点検・評価委員会が実施し、その報告書を「現状と課題」と題し公表されてきました。その後、平成16年に高専機構に統合されてからは、今回が初の自己点検・評価となります。平成26年に外部認証評価において、「基準9 教育の質の向上および改善のためのシステム」と「基準11 管理運営」において自己点検・評価ならびに外部評価の不備の指摘を受けました。これを受け、自己点検・評価委員会規則を改定し、この委員会において点検・評価項目、事項と観点を定め、今後の方針と実施計画を策定しました。その結果として、点検項目ごとに計画的に自己点検・評価を実施し外部評価を受けることとしました。

そこで前述の外部認証評価の指摘事項を改善するため、本年度は「教育活動における教授方法の工夫・研究」、「管理運営・財政」、「自己点検・評価」、「外部評価」の4点について自己点検・評価を行いました。

さて、前回の自己点検・評価より14年間で社会情勢や教育環境は大きく変化してきました。平成16年4月の国立高専機構への統合にはじまり、平成17年5月日本技術者認定機構（JABEE）の生産システム環境工学プログラムが認定を受けました。さらに平成20年3月には大学評価・学位授与機構による機関別認証評価において高等専門学校評価基準を満足との評価を得ました（平成27年3月に再受審し更新）。また、平成26年12月には専攻科が大学評価・学位授与機構による学士の学位授与に係る特例認定受けました。このように教育内容の高度化が飛躍的になされ、現在においては教育目的や目標にそった教育が行われ、その教育の質の評価のみならずPDCAサイクルに代表される改善システムの評価が必要とされています。そのため、今回自己点検・評価を再構築するにあたりは「教育活動における教授方法の工夫・研究」「自己点検・評価」、「外部評価」を評価項目に取り入れました。その他の項目については、今後、画的に自己点検・評価を行い平成32年度に全て項目の点検評価が完成することが決まっています。

教職員はもちろんのこと本校関係者には、この報告書をご一読いただきご指導ご鞭撻をいただきたいと考えます。

平成29年3月

群馬工業高等専門学校 学校長 西尾 典眞

2. 教育活動

(5) 教授方法の工夫・研究

① 教授方法の工夫・研究のための取り組みがなされているか

(観点に係る状況)

本校では、次の(1)から(5)に示す取り組みをもとに、教育活動における教授方法の工夫・研究が実践されている。

(1) シラバスによる教育内容の明示

教務委員会の指示(資料2-5-①-1)に従い、教員は教員業務の手引きをもとにすべての担当科目に対しシラバスの作成(資料2-5-①-2)を行っている。作成されたシラバスは本校ウェブサイトへアップロードされ、一般に公開されている(資料2-5-①-3)。

また、科目担当教員が試験答案を含む成績評価資料を保管する(資料2-5-①-4)ことで翌年の授業計画の改善に活用できる仕組みとなっている。

(2) 高等教育セミナーの実施

教育研究委員会は授業改善に資するため「高等教育セミナー」を企画・開催している(資料2-5-①-5, 6)。このセミナーにより授業の改善と教育の質の向上に効果があることがアンケート結果から確認されている(資料2-5-①-7)。

(3) 研修会等への参加

ファカルティ・ディベロップメント(FD)等の教員の能力向上を目的とした研修会等に教員を参加させている(資料2-5-①-8)。この出張の経費の一部を補助する仕組み(資料2-5-①-9)があり、学校としてFD活動を推進していると言える(資料2-5-①-10)。この制度を利用してFD活動に参加した教員は、出張報告書の提出と教員会議での報告が義務付けられている(資料2-5-①-11)。報告書は学内の情報共有システム(グループウェア WeblyGo)において全教職員に対し公開し、情報の共有化をはかり教育力向上に努めている。

(4) 事務職員による教育支援

事務職員が教育研究委員会の構成員として参加し、専門的な視点から広く意見を提示し、教育改善の支援を行っている(資料2-5-①-12)。

(5) 教育研究支援センターの設置

本校では、教育研究支援センターを設置しており(資料2-5-①-13)、安全等に配慮した授業支援を行っている。センター員は技術職員、技術専門職員、技術専門員の技術職員で構成されている(資料2-5-①-14, 15)。

センターの技術職員は、学内外の研修会及び講演会に積極的に参加し、その資質の向上に努め(資料2-5-①-15, 16)、更には教育支援や技術支援にとどまらず、技術の研鑽を日々行っている。本校では、センター員の授業支援や技術の研鑽に係る旅費等の一部を補助する体制が整えられている(資料2-5-①-17, 18)。

(分析結果とその根拠理由)

授業はシラバスを用い計画的かつ効率的に行われており、その履行の確認並びに翌年の授業計画の改善に活用するため成績評価資料が保管されている。教員のFD活動を推進するための体制も整備され、教員は学内・学外で開催される各種研修会やセミナーに参加し教授方法の改善に務めて

いる。さらに、事務職員や技術職員による支援体制が整備され、組織的に教授方法の改善への取り組みがなされている。

② 教員の教育研究活動に対する評価が適切に行われているか

(観点に係る状況)

教員の教研究育活動は、次に示す(1)から(8)の方法で適切に評価されている。

(1) 教育研究委員会の設置

本校では、教育効果の点検及び改善提案、学生の生活面等の実態調査、教員の教育・研究の啓蒙計画等、教員間連携の充実に資する方策等に関する事項について審議・評価を行うため教育研究委員会を設置している(資料2-5-②-1)。委員会は、一般教科(人文・自然)2教科及び専門学科5学科より選出された教員及び事務部(両課長)で構成され(資料2-5-②-1)、幅広い視点から教育改善に関する検討を行っている。委員会では、「授業・自己評価アンケート」、「実態調査」等により教育状況の把握に努めている(資料2-5-②-2)。

(2) 授業・自己評価アンケートの実施

全授業科目(ただし、演習科目、卒業研究及び専攻科の特別研究、インターンシップ、美術及び留学生対象科目は除く)において「授業・自己評価アンケート」が実施され授業改善のための情報収集並びに学生の学習状況に関する情報の収集を行っている(資料2-5-②-3)。

(3) 学生会による意見集約

学生からの意見集約の場として学校執行部と学生会代表による教員学生会連絡会が設置されている。学生会は、全学生にアンケート調査を実施し、教員の教育活動についての意見をとりまとめ、これに基づいて教員学生会連絡会において意見交換を行っている(資料2-5-②-4)。

(4) 保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取は、後援会総会やクラス別懇談会(資料2-5-②-5)に於いて直接行われる他、年1回開催される保護者に対する授業公開(資料2-5-②-6)の際のアンケート(資料2-5-②-7)に於いて実施されている。その結果は教育研究委員会で集約されている(資料2-5-②-8)。

(5) 学科卒業生及び専攻科修了生へのアンケート調査

3年に1度、教育研究委員会により、本科卒業生及び専攻科修了生に対しアンケート調査(資料2-5-②-9~12)を実施し、卒業後の学修の成果の確認から本校の教育目標の点検・評価を行っている。

(6) 学科卒業生・専攻科修了生受け入れ機関へのアンケート調査

学科卒業生及び専攻科修了生の受け入れ先となった機関(企業及び大学・大学院)に対し、3年に1度アンケート調査を実施し(資料2-5-②-13~15)、本校の学習・教育目標が社会に出る学生の教育目標と合致しているか確認し評価を行っている。また、アンケートには、自由記述欄が設けられており幅広く意見聴取を行っている(資料2-5-②-16)。

(7) ベストティーチャーの選出

本科3年生から5年生の学生に対して実施している「学生による教員の評価アンケート」の結果に基づき、各学科上位3名のベストティーチャーを選出している(資料2-5-②-17)。この結果は掲示板で学内に公表されている。

(8) 外部有識者との懇談会

本校では産学連携を推進するため群嶺テクノ懇話会が組織されている。この懇話会に所属する企業の外部有識者に教育活動に対し広く意見を求め、本校の教育課程の在り方について改善を行う目的で懇談会を実施している（資料2-5-②-18）。

（分析結果とその根拠理由）

教育研究委員会による各種アンケートの実施、教員学生会連絡会を通しての学生からの意見聴取、授業公開及びクラス別懇談会を利用した保護者からの意見収集、教員相互の授業見学の実施等さまざまな視点・観点から情報が収集されており教育研究活動の評価が適切に行われている。

③ 教育改善の仕組みが整備され、有効に機能しているか

（観点に係る状況）

本校では、次の（1）から（6）に挙げる取り組みにより教育改善を行っている。

（1）教育研究委員会の役割

平成24年6月に教育改善PDCAサイクルを改訂し、より効率的で実効性のあるサイクルを構築する中で教育研究委員会の役割が明示された（資料2-5-③-1）。教育研究委員会は、学生に対し、授業ごとの「授業・自己評価アンケート」と「実態調査」の2つの調査を実施している。当委員会ではこれらのアンケート結果を集約し、運営委員会に改善の提言を行っている。運営委員会で検討された改善策は、教務委員会並びに専攻科委員会等の関連部署で実施されている（資料2-5-③-2）。

「授業・自己評価アンケート」の授業評価で高評価（4.5点以上）を受けたものについては、そのアンケート結果が情報共有システム（グループウェア WeblyGo）上に別フォルダーとしてまとめて掲載され（資料2-5-③-3）、各教員が授業改善の参考にしやすいように工夫されている（資料2-5-③-4）。また、この評価の全設問の平均が教育研究委員会で定められた基準より低い（2.5点以下）場合、その科目の担当教員は授業改善シートに具体的な改善策を記入し教育研究委員会に提出する。これにより、科目担当教員は授業改善に努める（資料2-5-③-5, 6）。

「授業・自己評価アンケート」の自己評価においては、家庭での学習習慣や授業理解度を学生本人に認識させるとともに、その集計結果は教員の授業改善に役立てられている。

「実態調査」は毎年1年生（資料2-5-③-7）、3年生（資料2-5-③-8）、5年生（資料2-5-③-9）に対して実施され、学生の勉学と生活についての実態を調査している。その集計結果は、学内の情報共有システム（グループウェア WeblyGo）にアップロードされ、教育改善に活用されている。

（2）教員学生会連絡会

学生会代表が、教務・学生・寮務の各主事、専攻科長及び学生課長の学校側代表と意見交換を行うため、教員学生会連絡会（資料2-5-③-10）が年に2回実施されている。学生会は、全学生に対し事前に教育環境や授業方針等に関するアンケート調査を実施し、その結果に基づいて学生会と学校側は意見交換を行う。授業に関する意見は、教務主事経由で科目担当教員に通知され、教育改善に活用される。

（3）教員相互の授業見学の実施

教育研究委員会は授業見学の期間を定め、各教員に対し積極的な授業見学を行うことで授業改

善に活用することを推奨している。授業を見学した際に提出される授業見学メモは、教育研究委員会が集約し授業担当教員に送付され授業改善に役立てられる（資料2-5-③-11）。

（4）保護者への授業公開

年に2回、保護者に対し授業を公開する期間を設けている（資料2-5-③-12）。見学した保護者からのアンケートの結果は、教育研究委員会が取りまとめている（資料2-5-③-13）。

（5）研究成果の教育への反映

各科目担当教員は、各自の専門分野の内容に関連した科目を担当しており、専門分野の研究内容においては学会等で適宜報告する（資料2-5-③-14～17）とともに、学外との共同研究・受託研究を行っている（資料2-5-③-18）。学会等における教員による研究成果の発表を踏まえ、専門分野の学術的動向や内容、さらには企業や市場との関連を確認・理解し、授業の中に盛り込むことで教育活動の改善に反映させている例もある（資料2-5-③-19）。

（6）その他の教育改善事例

本校では、高等教育セミナー（資料2-5-③-20）において全教員を対象にアクティブラーニングの研修を行っている。また本校では、毎年開催される高専機構主催のアクティブラーニングに関する研修会（資料2-5-③-21）への参加を推奨している。これらの結果、いくつかの授業においてアクティブラーニングの導入による授業改善が行われた（資料2-5-③-22）。

（分析結果とその根拠理由）

アンケート等を通じ、本校の教育目標に沿って教育活動が行われているかについての点検結果は教育研究委員会により集約され、運営委員会の議を経て改善される仕組みがあり十分に機能している。

以上のことから、本校では、PDCAサイクルが機能し教育改善が行われていると言える。

8. 管理運営, 財政

① 学校の管理運営ならびに教育活動等に関する重要事項決定の方法・体制が整備されているか (観点に係る状況)

校長の役割は、学校教育法第 120 条（資料 8-①-1）に規定され、高等専門学校においては、学校の管理運営等について最終意思決定を行うこととなっており、本校においても教育研究等の最高責任者として、学内コンセンサスに留意しながら、管理運営を行っている。

校長の下には、校長の命を受けた、教務、学生、寮務の 3 主事、企画主事、専攻科長、校長補佐（研究・地域連携推進担当）が置かれ、それぞれの業務を掌理し、校長を補佐している。3 主事については、学則第 9 条（資料 8-①-2）にその役割を規定しており、教務主事は教育計画の立案その他教務に関する業務、学生主事は学生の厚生補導に関する業務、寮務主事は寄宿舎における学生の厚生補導に関する業務を行っている。企画主事は校長に指示された業務の企画運営に関する業務を行っている（資料 8-①-3）。専攻科長は専攻科課程における教育研究指導に関する業務を行っている。校長補佐（研究・地域連携推進担当）は研究、産学連携、知財推進に関する業務を行っている（資料 8-①-4）。

運営組織としては、校長の下に各科長等を置き、それぞれの組織における管理・運営に携わっている（資料 8-①-5）。

本校においては、校長を補佐し機能的な学校運営を行うため、校長、3 主事、企画主事、専攻科長、校長補佐（研究・地域連携推進担当）及び事務部長で構成する執行運営部会を設置し、重要な事項について、迅速に協議し、教育研究活動の経営基盤の強化を図っている（資料 8-①-6）。

また、校長と 3 主事、企画主事、専攻科長、校長補佐（研究・地域連携推進担当）、各科長等で構成する運営委員会を毎月定期的に開催し、校長を補佐するとともに意思の統一と情報の共有を図っている。

さらに、運営委員会をはじめとする 33 の委員会を設置するとともに適宜ワーキンググループを設け、専門的分野での立案、検討及び調整を図りつつ、校長は学校運営の重要課題等については、運営委員会で意見を聴取しながら管理運営を行っている（資料 8-①-7）。

これらの審議事項等（議事録）は、学内の情報共有システム（グループウェア WeblyGo）（資料 8-①-8）を整備し、閲覧できる体制となっている。

(分析結果とその根拠理由)

本校の管理運営等に関する最高責任者である校長の責務は多岐にわたるため、3 主事、企画主事、専攻科長、校長補佐（研究・地域連携推進担当）、各科長等が配置され、各種委員会等の組織も整備されている。校長は機動的な学校経営を行うための執行運営部会や、校務全体を把握するための運営委員会を定期的に開催し、校長の運営方針等が具体的施策に反映できるよう意見の聴取及び情報の共有が行われており、学校の教育研究上の目的を達成するために効果的な意思決定を行える態勢となっている。

以上のことから、本校では教育研究等に関する目的を達成するために、校長、各主事、専攻科長、校長補佐（研究・地域連携推進担当）及び委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下、管理運営に関する効果的な意思決定を行う方法と体制が確立されている。

② 学校運営の規則が制定され、事務組織が整備されているか

(観点に係る状況)

事務部には、総務課及び学生課を置き、総務課には、課長補佐(総務担当)、課長補佐(財務担当)、総務・広報・評価係、人事・労務係、研究推進・地域連携係、財務係、経理係、施設管理係を、学生課には、教務係、学生支援係、学生生活係、学術情報係を置き、「群馬工業高等専門学校事務組織規則」に記載の、それぞれ所掌事務を行っている(資料8-②-1, 2)。

事務部内の連絡を密にし、円滑な学校運営を図ることを目的とし、定期的に、事務連絡会を開催し、各課の懸案事項や報告事項の確認を行っている(資料8-②-3)。

新規採用の事務職員に対し、本校事務職員としての使命と心構えを自覚させるとともに、職務遂行上の基礎知識を養成し、意識の高揚と事務職員としての一体感を培うことを目的とした、研修会を行っている。また、会計担当職員に対して、毎年度、公的研究費使用等についての勉強会を行っている(資料8-②-4)。

(分析結果とその根拠理由)

群馬工業高等専門学校事務組織規則に基づき、事務組織が整備され、それぞれの所掌事務を行っている。また、円滑な学校運営を図るため、定期的に事務連絡会を開催し、各課の懸案事項や報告事項の確認を行っている。さらに、各種研修会に積極的に参加させるなど事務職員の資質向上等のための取り組みがなされている。

③ 学校の方針に基づき予算が編成され、適切に執行されているか

(観点に係る状況)

予算の配分及び執行について、機構からの当初配分予算により、毎年度、基本方針、経費配分項目、配分方法及び単価を定めて行っている(資料8-③-1)。

予算配分は、基本方針及び校長裁量経費配分方針に基づき、研究支援経費・国際連携活動経費・外国語教育支援経費・男女共同参画推進経費・技術職員支援業務促進経費等の戦略的・重点的な配分を行っており(資料8-③-2)、それらの予算執行関係書類については、会計担当部署で、随時、監査・確認を行っている。

また、毎年度、会計内部監査を実施し(資料8-③-3)、予算の執行状況や支払関係書類の監査を行っている。

さらに、高専相互会計内部監査を実施し、他高専の会計担当による会計監査も行っている(資料8-③-4)。

(分析結果とその根拠理由)

予算配分の基本方針等を定め予算編成が行われ、定期的な内部会計監査及び外部機関による会計監査により適切な執行を確認している。

④ 外部資金が管理され、適切に執行されているか

(観点に係る状況)

科研費、企業からの受託研究費、共同研究費、受託事業、寄附金等の外部からの財務資源につ

いて、定時開催の執行運営部会及び運営委員会で、直近の外部資金受入状況を報告（資料8-④-1）しており、それらの予算執行関係書類については、会計担当部署で、随時、監査・確認を行っている。

また、毎年度、会計内部監査を実施し（資料8-④-2）、予算の執行状況や支払関係書類の監査を行っている。

さらに、高専相互会計内部監査を実施し、他高専の会計担当による会計監査も行っている（資料8-④-3）。

（分析結果とその根拠理由）

科研費及び共同研究費等の学外資金は、定期的に執行運営部会等に報告されており、定期的な内部会計監査及び外部機関による会計監査により執行を確認しており、適切に管理している。

⑤ 研究者倫理及び公的資金に関するコンプライアンスへの取り組みがなされているか

（観点に係る状況）

全教職員（人事交流者を含む。）を対象に、コンプライアンス・マニュアル（資料8-⑤-1）を配布している。また、本校で実施する新任教員研修においては、コンプライアンス・マニュアルを使用しているほか、コンプライアンスに関するセルフチェックを実施し、コンプライアンスに関する啓発を行っている。

教員会議及び事務連絡会において、公的研究費の適正な使用及び不正防止について、全教職員へ説明し、周知徹底を行っている。また、説明終了後、理解度アンケートを実施し、特に理解度の低い教職員に対しては個別に指導を行っている。なお、欠席した教職員へは、別途資料を配付し、熟読のうえ理解度アンケートを提出するよう求めている。

また、新任教職員に対して、「公的研究費使用マニュアル【群馬高専版】」（資料8-⑤-2）を配付・説明を行っている。

「公的研究費使用マニュアル【群馬高専版】」（資料8-⑤-2（再掲））は、随時、内容の見直しをし、改訂を行っている。

さらに、会計担当職員に対して、毎年度、公的研究費使用等についての勉強会を行っているほか、毎年度、内部監査及び高専相互会計内部監査を実施し、取引業者の売上帳等と本校会計伝票との突合を行う等の監査体制を強化している。また、内部監査においては、契約担当以外や総務担当の職員も監査職員に選出して行っている。

（分析結果とその根拠理由）

全教職員を対象に、コンプライアンス・マニュアルを配布し、本校で実施する新任教員研修会では、当該マニュアルを使用した研修を実施しているほか、コンプライアンスに関するセルフチェック、公的研究費の適正な使用及び不正防止の説明会を実施し、コンプライアンスに関する啓発が図られている。

監査体制を強化した、内部監査等が行われている。

⑥ リスク管理の体制が整備され、機能しているか

（観点に係る状況）

リスク管理基本マニュアル（資料８－⑥－１）を作成，周知を行い，リスク発現防止を行っている。また，リスク発生時においては，迅速な意思伝達及び指示が可能となるよう，事象ごとにフローチャートを設定（資料８－⑥－２）するとともに，緊急メール連絡網システム（資料８－⑥－３）や本校ウェブサイトを活用したリスク管理体制を整備している。これを活用した例として，悪天候の際に当該緊急メール連絡網システムや本校ウェブサイトを活用し，学生に自宅待機等に関する連絡をする等事故等防止に取り組んでいる。

また，災害時の学生行動指針としては，大地震対応マニュアル（学生用，寮生用，常時携帯用）を作成し本校ウェブサイトで公開するとともに，地震発生時の行動マニュアルを記載したクリアファイル（資料８－⑥－４）を入学時に配布し，毎年，防災訓練を実施（資料８－⑥－５）している。

（分析結果とその根拠理由）

各種マニュアルが作成，周知されており，リスク管理体制が十分に構築され，適正に運用されている。

9. 自己点検・評価

① 自己点検・評価の方針・方法が整備され、実施されているか

(観点に係る状況)

学校教育法第109条第1項には「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められており（資料9-①-1）、本校では「群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則」を制定し、自己点検・評価の実施方針と方法を定めている（資料9-①-2）。自己点検・評価委員会は、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価の実施、外部評価の受審、評価結果の公表、評価結果に基づく改善や評価項目の見直しに関する事項を審議し、各事項を実施する。自己点検・評価にあたっては、（1）教育理念・目標、（2）教育活動、（3）研究活動、（4）教員組織、（5）施設設備、（6）国際交流、（7）社会との連携、（8）管理運営・財政、（9）自己点検・評価、（10）外部評価、の10項目にわたる点検・評価項目を策定し、各項目には複数の具体的な点検・評価事項と観点が設定されている（資料9-①-3）。これらの策定項目・事項・観点に基づき、関係委員会と関連部署により、教育研究活動、地域連携、学校運営等の実態を示すデータや根拠資料の収集と蓄積、学校構成員の意見の聴取等が行われ、自己点検・評価が実施される。

(分析結果とその根拠理由)

本校では「群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則」が制定され、自己点検・評価の実施方針・方法が定められている。それに基づいて、自己点検・評価委員会による自己点検・評価の実施、外部評価の受審、評価結果の公表、評価結果に基づく改善や評価項目の見直しが行われる体制が整備されている。自己点検・評価にあたっては、点検・評価の項目・事項・観点を学校として策定し、それに対応するデータや資料の収集、学校構成員の意見の聴取等が関係組織により行われ、点検・自己評価が実施されている。以上のことから、本校では、高等専門学校の活動の総合的な状況に対する自己点検・評価の方針・方法が整備され、自己点検・評価が適切に実施されている。

② 自己点検・評価を行うための学内組織が整備され、機能しているか

(観点に係る状況)

本校には、「群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則」に基づき、自己点検・評価の実施及び外部の有識者による検証の実施のため、自己点検・評価委員会が設置されている（資料9-②-1）。委員会は、校長、教務・学生・寮務の3主事、企画主事、専攻科長、校長補佐（研究・地域連携推進担当）、各科長、各センター長、事務部長、総務課長及び学生課長等により構成される。委員会には委員長を置き、校長をもって充てる。また、委員会には、企画主事を部会長とする専門部会を設置するとともに、企画主事のもと、適宜ワーキンググループを設け、自己点検・評価に関する事項の立案、検討、調整を図りつつ、関係委員会及び関連部署と連携して、自己点検・評価を実施する（資料9-②-2）。委員会の事務は、総務課で処理される。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、「群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則」に基づき、自己点検・評価委員会が設置されている。委員会は、校長を委員長とし、各主事、校長補佐、各科長、各センター長、事務部長等により構成されている。委員会には、企画主事を部会長とする専門部会が設置され、学内関係組織と連携して、自己点検・評価に関する業務が行われている。以上のことから、本校では自己評価を行うための学内組織が整備され、機能している。

③ 自己点検・評価結果が公表されているか

(観点に係る状況)

本校では、自己評価実施規則に基づき、自己点検・評価委員会が設置されている。自己点検・評価委員会は、自己評価実施規則に基づき評価結果の公表を行う（資料9-③-1）。定期的に行われる自己点検・評価の結果は、全て文章にまとめられ、本校ウェブサイト上にて公表される（資料9-③-2）。（平成28年度自己点検・評価結果は3月末に公表。）

過去においては、平成8年度から、内部点検・評価結果を「現状と課題」と題した報告書にまとめ、これまでに5回公表している（資料9-③-3）。また、平成25年度で第2期中期目標期間が終了することを踏まえ、当該期間中における群馬工業高等専門学校の業務の実績をとりまとめて学校としての内部評価を行い、内部評価の結果は、外部有識者による検証・評価を受けた。詳細は、本校ウェブサイト上にて「外部評価結果報告書」として公開されている（資料9-③-4）。

(分析結果とその根拠理由)

過去に実施された内部点検・評価結果は、刊行物や本校ウェブサイトにて学内外に広く公表されているが、学校が独自に策定した観点に基づく自己点検・評価の実施とその結果の公表は十分になされていなかった。今後、自己点検・評価委員会により定期的に行われる自己点検・評価結果は、本校ウェブサイト上にて公表される。以上のことから、本校での自己点検・評価結果の公表は、改善に向けて取り組まれている。

④ 自己点検・評価結果をフィードバックするための仕組みが整備され、機能しているか

(観点に係る状況)

本校では、自己評価実施規則に基づき、自己点検・評価委員会が設置されている。自己点検・評価委員会は、自己評価実施規則により、評価結果に基づく改善や評価項目の見直しを行う（資料9-④-1）。

定期的に行われる自己点検・評価結果については、自己点検・評価委員会で検討を行う。検討に基づく改善や評価項目の見直しについては、PDCAサイクルに基づき、運営委員会の議を経て、関係委員会及び関連部署で適切に実施される。

(分析結果とその根拠理由)

過去においては自己点検・評価結果を適切にフィードバックするための仕組みが十分に整備されていなかったが、平成28年7月に、自己点検・評価委員会が設立され、自己点検・評価結果

について検討が行われる体制が整った。検討に基づく改善や評価項目の見直しについては、PDCAサイクルに基づき、適切に実施される。以上のことから、本校では自己点検・評価結果を活用し、フィードバックする体制が整っている。

10. 外部評価

① 外部評価を受審するための方針・方法が整備され、実施されているか

(観点に係る状況)

本校では群馬工業高等専門学校外部評価実施規則（資料10-①-1）に基づき自己点検・評価の結果について有識者による検証を受ける外部評価の実施方針・方法が定められている。また、外部評価を受けるための対応として、自己点検・評価委員会規則（資料10-①-2）に基づき、方針・方法が定められている。この規則に基づき平成28年7月の運営委員会において自己点検・評価並びに外部評価の実施時期が決定されている（資料10-①-3）（資料10-①-4）。自己点検・評価を行った翌年度に外部評価を受け、その結果を踏まえ、7年に1回機関別認証評価を受審することが決定している。

(分析結果とその根拠理由)

自己点検・評価の結果の検証のための外部評価を受けるための規則が整備され、また、具体的な実施時期が定められている。

② 外部評価を受審するための組織が整備されているか

(観点に係る状況)

本校では外部評価を受審するための組織として、群馬工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則（資料10-②-1）に基づいて、校長、4主事、専攻科長、校長補佐らにより構成される自己点検・評価委員会が学内に整備されている。本委員会には、自己点検・評価の専門的事項を調査検討するため、専門部会が設置され、部会長及び副部会長が置かれる。なお、部会長は企画主事が担当する。

自己点検・評価の結果について検証を行うために外部の有識者による外部評価を受ける（資料10-②-2）。評価委員が選定・招集されて外部評価委員会が組織される。

(分析結果とその根拠理由)

自己点検・評価の結果の検証のため外部評価を行う組織は、外部評価実施規則により必要に応じて適切に組織される体制が整っている。

③ 有識者による外部評価を受けているか

(観点に係る状況)

自己点検・評価の検証を目的とした有識者による外部評価を受けていない。しかし、これとは別に、平成25年度には第2期中期期間に係る業務実績に対して、外部有識者による外部評価委員会が設置され、本校独自に外部評価が実施された（資料10-③-1）。

(分析結果とその根拠理由)

自己点検・評価の結果を検証することを目的とした外部評価を受けていない。しかし、これとは別に、平成25年度には、外部有識者により構成される外部評価委員会から外部評価を受けた実績がある。

④ 高等専門学校機関別認証評価等を受審しているか

(観点に係る状況)

平成26年度に高等専門学校機関別認証評価を受審し、その結果、高等専門学校評価基準を満たしていると認定されている(資料10-④-1)。平成26年度には日本技術者教育認定機構(JABEE)から、生産システム環境工学プログラムが、JABEE技術者教育プログラムとして6年間の認定を受けた(資料10-④-2)。

(分析結果とその根拠理由)

平成26年度に機関別認証評価を受審し認定されている。さらに日本技術者認定機構によるプログラム認定も受けており、適切に受審している。

⑤ 外部評価及び機関別認証評価等の結果が公表されているか

(観点に係る状況)

自己点検・評価に基づく外部評価は、制度設定が行われたのみであり、まだ実施されていない。一方、平成26年度に受審した機関別認証評価の結果について、本校ウェブサイト(資料10-⑤-1)に掲載・公表されている。

(分析結果とその根拠理由)

平成28年度に外部評価の実施が決定しており、平成29年度に結果を公開する。平成26年度に認定された機関別認証評価については適切に公表されており、広く社会に向けて発信されてい発信されている。

⑥ 外部評価及び機関別認証評価等の結果をフィードバックするための仕組みが整備され、機能しているか

(観点に係る状況)

有識者による外部評価及び機関別認証評価等の結果に基づく改善や評価項目の見直しに関することを、自己点検・評価委員会により審議することとなっている(資料10-⑥-1)。この審議結果に基づき、運営委員会において改善に関わる意思決定がなされ、必要に応じて各委員会において実施される仕組みとなっている(資料10-⑥-2)。

外部評価の結果のフィードバックにより教育研究等の改善につながっている例は、自己点検・評価及びその検証のための外部評価を実施する仕組みが見直されたことである。平成26年度に受審した機関別認証評価の結果、学校独自に策定した観点に基づく自己点検・評価を行い、その検証のために外部評価を受ける必要があることが指摘された。これを受け、運営委員会により、学内に新たな組織として自己点検・評価委員会が立ち上げられた(資料10-⑥-3)。

平成26年度にJABEEを受審した際の指摘事項は、運営委員会の議を経て専攻科委員会により改善された(資料10-⑥-4)。

(分析結果とその根拠理由)

外部評価及び機関別認証評価等の結果をフィードバックするためのPDCAサイクルの仕組みは十分

に整備されている。また、この仕組みに基づき、指摘事項の改善が図られた実績がある。

総括

平成28年度は「教育活動における教授方法の工夫・研究」，「管理運営，財政」，「自己点検・評価」，「外部評価」の4点について自己点検・評価を行った。

教授方法の工夫・研究については，その取り組み内容，教育活動の評価，教育改善の観点から点検・評価を行った。教授法の工夫・研究の取り組みについては，FD活動を推進するための体制が整備されているとともに，教員が学内・学外で開催される各種研修会やセミナーに参加し教授方法の改善に務めている点を特徴としてあげることができる。教育活動の評価については，各種アンケートを実施するとともに，学生や保護者からの意見聴取，さらには教員相互の授業見学の実施等，さまざまな視点・観点から情報が収集されて評価が実施されている。教育改善については，教育研究委員会が評価結果を集約し，運営委員会において改善の取り組みが決定されるPDCAサイクルが機能し教育改善が行われていると言える。

管理運営，財政については，運営方法・体制，規則・組織，予算編成・執行，外部資金の管理・執行，コンプライアンスへの取り組み，リスク管理の観点より自己点検・評価を行った。運営については，校長，各主事，専攻科長，校長補佐（研究・地域連携推進担当）及び委員会等の役割が明確になっており，校長のリーダーシップの下，管理運営に関する効果的な意思決定を行う方法と体制が確立されている。運営の規則・組織に関しては事務組織規則に基づき，事務組織が整備され機能している。予算の編成・執行については，定められた予算配分の基本方針等の下に予算編成が行われ，適宜会計監査が実施され，適切な執行を確認している。外部資金の管理・執行についても会計監査により執行を確認しており，適切に管理している。コンプライアンスへの取り組みに関してはマニュアルの配布と不正防止の説明会等を行うことで啓発が図られている。リスク管理の体制においても，各種マニュアルが作成，周知されており，リスク管理体制が十分に構築され，適正に運用されている。

自己点検・評価については，その方針・方法，組織，結果の公表，フィードバックの観点で点検・評価を行った。自己点検・評価委員会規則が制定され，委員会が組織されている。この規則により実施方針・方法が定められているとともに，学校独自で定めた項目，観点について点検・評価が適切に実施されている。評価結果の公表については，今回が独自に策定した観点による初めての評価であるため，現時点においては，十分になされていない。今後，自己点検・評価委員会により定期的に実施される自己点検・評価結果は，本校ウェブサイト上にて公表されることとなっており，改善に向けて取り組んでいる。評価結果のフィードバックについては自己点検・評価委員会規則に基づき，本委員会において評価結果について検討が行われる体制が整っている。

外部評価については，その方針・方法，組織，結果の公表，フィードバックの観点で点検・評価を行った。方針・方法と組織については外部評価実施規則に基づき，自己点検・評価委員会において具体的な実施時期が定められ，体制が整っている。しかし，平成26年機関別認証評価は受審しているものの，自己点検・評価の結果を検証することを目的とした外部評価は受けられていない。これについては平成29年度の実施，その結果を公表する予定である。外部評価結果のフィードバックに関してはPDCAサイクルの仕組みが整備され，機関別認証評価結果において指摘事項の改善が図られた実績がある。

